

「ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）」に係る意見募集の概要

1 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）

(2) 意見募集の期間

平成 19 年 12 月 3 日から 12 月 28 日まで

(3) 意見募集の対象者

- ・奈良市在住・在勤・在学の方
- ・奈良市内に事業所・事務所を有する個人、法人、その他の団体

(4) 公開場所

施設課、情報公開課、各出張所・行政センター及び各連絡所
市のホームページからのダウンロードも可

(5) 意見の提出方法

意見は必ず文書にまとめ、住所・氏名を明記して施設課に郵便又は信書便、ファックス、Eメール、持参により提出。口頭による意見は不可。又、意見に対する個別対応は出来ない。

2 意見の提出状況 [() 内の数字は募集期間終了後に寄せられた意見等の数]

(1) 意見の提出件数 233 件 (2 件)

(2) 反対署名による意見の提出人数 2,023 名 (4,179 名)

3 主な意見の内容

[移転候補地区ごとに意見を整理。なお、各候補地区の位置や選定理由等を確認したい場合は、別添の「ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）」をご覧ください。又、全体の地図のみを確認したい場合は、別添の「ごみ焼却施設移転候補地区位置図」をご覧ください。]

(1) 地区番号③-2、③-3、③-4 にかかわる主な意見（226 件 内 2 件は募集期間終了後に受付）

（生活環境に関する意見）

- ・煤煙に含まれるダイオキシン等の有害物質により健康被害が起きる。（汚染される。）（人体に影響がある。）
- ・騒音・悪臭等で生活環境が損なわれる。（健康被害、子供の健やかな成長の妨げ）

- ・大気汚染や水質汚濁が起きる。それにより住民、(特に高齢者が) 喘息や各種アレルギー等の健康被害に遭う。あるいは、すでに喘息や鼻炎等を患っている者がおり、悪化が心配。
- ・生駒おろしの風が西から東へ強く吹く土地であり、有害物質(環境ホルモン・ダイオキシン等)の飛散が懸念される。(富雄南地区・奈良市全域の汚染。人的健康被害の拡大。)
- ・生活環境を保全するため、当地への移転に反対。
- ・緑化協定の締結等、住環境整備のため奈良市の行政指導を前提として開発許可された場所である。(風致地区に囲まれ建築基準法等で建物に制限を加え環境を守っている。)
- ・第二阪奈の開通や各種施設の建設により、枚方郡山線等の交通渋滞が慢性化しつつある。施設移転は(収集車輛や通勤車輛の増加により)更なる悪化を招く。
- ・周辺には通学路(富雄南小学校・幼稚園)があるが、特に朝夕は混雑を避ける車が隘路にも進入してきており、これ以上の車輛増加は児童や住民の危険増加につながる。
- ・交通渋滞の悪化により騒音、排気ガス等の公害が起きる。
- ・③の区域は既存の住宅や団地等が多数近接し、人口密度も高い。又、農地転用で年々住宅は増加傾向にある。わざわざそのような土地に建設するべきではない。(できるだけ人口密集地に近いほうが収集運搬等のコストの縮減にはなるが、それよりも人の健康や生活を第一に考えるべき。)
- ・近隣に医療施設・老人保健施設・小学校・児童公園・スポーツセンター等がある。(小学校の窓から施設が見えるのは良くない。)配慮すべき。

(自然環境に関する意見)

- ・周辺地域の豊かな自然環境(山、川、水田。具体的には矢田丘陵や追分梅林等)が破壊される。(影響を受ける。)(景観を損なう。)
- ・富雄川への、排水による汚染が心配。(近年ようやくめだか等の小魚が住める水質に戻りつつある。)
- ・煙・ダイオキシン・排水・排気ガス・放熱(熱風)により大気汚染や水質汚染、土壌汚染が起き、自然環境に影響が出る。(温暖化が進む)
- ・豊かな自然環境に恵まれた土地(石木・大和田等)は奈良の貴重な地域であり、保全すべき財産である。
- ・候補地付近は自然豊かな田園地帯で、住民の健康的な憩いのスペースであり、散歩道にもなっている。
- ・霊山寺・松尾寺等の社寺や丸山古墳・茶臼山古墳等の埋蔵文化財があり、歴史的美観を損ねる。(大切に・・・)
- ・当地区は日本書紀等にも記述のある由緒ある土地であり、施設はふさわしくない。

(経済・効率性に関する意見)

- ・悪臭、ダイオキシン、土壌汚染等により水や農地、ひいては農作物に影響が出る。
- ・農地は「空き地」ではない。候補地の大半は農業を目的として利用されている土地であり条件を満たしていない。
- ・税収の落ち込む中、用地取得費が抑えられる山手の土地(中ノ川方面にはごみの埋立処

分地や産廃・残土処分地等が多くあり、その点でも取得費用を抑えられる。)を選定すべき。

- ・奈良市の西端に位置する上、奈良市中心部から候補地まで通じる道が阪奈道路しかなく、運搬効率が悪い。

(手続きに関する意見)

- ・そもそも今回の移転が決まった理由は現施設と周辺住民との軋轢に原因がある。にもかかわらず、同様に住宅に近接し、人口の多い(今後も増え続ける)当地に移転してくるのは納得できない。近い将来、住民から(マスコミを巻き込んでの)反対運動が起こり、建設中止になる。
- ・候補地が決まったのに、地元自治会や住民に説明がない。合意が必要。「しみんだより」による広報や自治会を通じた情報公開を行うべき。
- ・どの地域に決まろうとも、市民への大きな負担となる重大問題であることから、市民(特に地元住民)が納得できるような誠意ある説明を行い、納得を得るようにしてほしい。又、今後、候補地を選定する上で納得できる検証と評価が求められる。結論を急ぐべきではない。
- ・施設の規模、環境対策、補償問題及び移転による地元のメリット・デメリット等も公表(提示)すべき。
- ・焼却施設が出来た場合、臭害等に対する対策や健康を害した場合の補償はあるのか。
- ・委員会が市民の意見を吸い上げ、高い見識に基づいた決定を行うことを願う。
- ・焼却施設建設の前に、ごみの減量化を考え、予算化すべき。(生ゴミ処理機等による個人処理など。)

(施設のコンセプトに関する意見)

- ・候補地の選定基準が不可解である。
- ・移転する必要はない。現施設内で建替え、改築、増築、改善すればよい。
- ・現施設は敷地が広く、交通の便が良い等の条件が整っているにもかかわらず用地の買収、整地、住民の了解、道路整備等で財政負担が大きい移転建設に決まった理由が理解できない。現所在地内での建替えを含めた再考が必要。
- ・環境整備、地域に利用される施設の整備、計画道路着工(郡山～富雄駅バス運行)などの条件付きで移転に賛成。
- ・東部山間部で検討すべき。(人が住んでいない・交通量が少ない・排出ガスが速やかに森に吸収される)

(2) 地区番号⑤-4、⑤-5にかかわる主な意見(1件)

(生活環境に関する意見)

- ・排煙、排水等による健康面への影響が不安。近辺に住宅地が多くある当該地区は適切でない。
- ・当該候補地を囲む国道、県道ともに朝晩非常に混雑する道路であり交通停滞をきたしていることから、これ以上の交通量の増加には耐えられない。

(経済・効率性に関する意見)

- ・当該地区は市街地に隣接する平坦な優良農地であり、営農している地域に非生産的な施設を持ってくることは、国家的損失であり、農作物への影響も有る。
- ・建設予定地の取得価格、道路拡幅のための土地取得価格等を考慮すれば、当該地区より効率のいい場所を検討すべき。
- ・現在の状況からして、市財政の有効活用を念頭に置くべき。

(施設のコンセプトに関する意見)

- ・元々焼却場があり、それを承知の上で居住する事になった住民の声により移転となる一方古くから住んでいる住宅地の近くに施設が予定され、しかも多大な財政支出が想定されることを考えれば、市民感情として相容れないものを感じる人は多い。

(3) 地区番号⑥-1、⑥-2、⑧-1、⑧-2、⑨-1、⑨-2、⑩-1にかかわる主な意見 (3件)

(生活環境に関する意見)

- ・東部地区においては、市街地へのアクセス道路の慢性的な交通停滞に悩まされているが、施設が移転された場合、更なる交通停滞と環境悪化が懸念され、反対意見も多数上がっている。仮に東部地区に施設を移転するのであれば、主要幹線道路(国道369号線、県道奈良笠置線・奈良名張線・木津横田線等)の4車線整備が必須である。

(施設のコンセプトに関する意見)

- ・候補地⑨-2内に約4万坪の土地を所有しており、候補地として選定して欲しい。
- ・候補地⑨-2に近接(一部含む)する土地を管理している。当該土地は約14畝の広さを有する上に容易に取得できる可能性が高く、山林のため高低差はあるものの概ね基本条件に当てはまることから候補地として検討して欲しい。

(4) 全体にかかわる主な意見 (5件)

(生活環境に関する意見)

- ・交通混雑を生じさせないように都市交通環境についても留意する必要がある。

(手続きに関する意見)

- ・公開の場で民主的な審議を行い、情報公開をしっかりと行うことにより、移転先の住民に不安や不信感を与えない施設を作ること。
- ・ごみ焼却施設に対する不安の解消策が見えない。

(施設のコンセプトに関する意見)

- ・基本条件には優劣が必要。「自然との共生」「景観重視」「歴史文化都市としての品格向上」以上3点の優先順位が高いと考える。よって、収集運搬ルートの観点から市内の収集エリアから遠方にある偏った場所や歴史的風土保存区域として保全が優先される地区は避けるべき。
- ・ごみ焼却施設の移転の必要性が理解できない。焼却場があることを知って居住をした人が出て行けという理屈は大半の市民には受け入れられない。
- ・施設建設については、①太陽光発電、②余熱利用に取り組み余剰電力は売電して市民の

負担を減らすとともに、自然エネルギー等への啓発を行って欲しい。

4 反対署名による意見の内容

(1) 対象地区 地区番号③-2、③-3、③-4

(6, 202 名 内 4, 179 名は募集期間終了後に受付)

(2) 訴えの内容

中間報告において、石木町周辺の3箇所が候補地として選定されているが、住民の安全と健康を脅かし、そして静かで緑の多い住環境を破壊する策定に断固反対し、候補地から除外することを強く要望する。

(反対理由)

- ・焼却施設からの排出物による大気汚染、河川汚染及び騒音などにより、周辺住民の安全と健康を脅かし、健康被害を引きおこす。
- ・枚方郡山線は、交通量が多く朝夕は大変な交通停滞が見られる。ごみ収集車などの増加により、慢性的交通停滞がおこり、騒音、排気ガスなどにより公害をひきおこす。
- ・周辺の交通停滞により、抜け道として通学路を多くの車両が通行するようになり、子どもの安全が大いに脅かされる。
- ・富雄南地区に残る農地は、奈良市西部地域に残された数少ない田園地帯であり、簡単にこの農地を潰すべきでない。
- ・近くには霊山寺、矢田自然公園・丸山古墳などがあり、自然環境や歴史的景観に優れた数少ない場所で、今後も保護に努めるべき地域である。
- ・奈良市の全収集車の発着地点ができ、新興住宅の集中している西部地区内を収集車が多数往来することにより与える弊害、影響は甚大である。
- ・候補地に向けて生駒山から吹き下ろす西風が強く、焼却炉の噴煙及びゴミ置き場の粉塵などが、奈良市の西部地区のみならず市全域に拡散する。
- ・西部地区は、大阪への通勤圏として交通の便もよく、ベッドタウンとして発展してきた。焼却場の建設は環境汚染をもたらし、住民が地域に対して抱いている思いを打ち砕くものである。